

赤穂市告示第26号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理計画(実施計画)を次のとおり定めたので、赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年赤穂市条例第10号)第3条第1項の規定により公告する。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

## 令和8年度赤穂市一般廃棄物処理計画（実施計画）

### 1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき策定するものであり、市内から発生する一般廃棄物に関して、排出抑制や分別の徹底等について啓発を行うことによりその実効性を高め、廃棄物の減量化と再資源化を推進するとともに、排出されたごみ及びし尿等の適正処理、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 2 一般廃棄物の排出の状況

#### (1) 排出量の現況と当該年度の排出予測

(単位：t)

区 分		ごみの種類		前年度実績	今年度見込	
み	直 営 収 集	燃やすごみ		7,624	7,400	
		燃やさないごみ		307	300	
		粗大ごみ		666	650	
		資源ごみ	缶・びん		244	240
			紙ごみ		95	100
			ダンボール・紙パック		78	85
			その他紙製容器包装		83	100
			その他プラスチック製容器包装		218	235
		ペットボトル		101	110	
	計		9,416	9,220		
	直 接 業 者 分	燃やすごみ		3,626	3,500	
		燃やさないごみ		47	46	
		粗大ごみ		102	100	
		資源ごみ	缶・びん		38	35
			ダンボール・紙パック		9	10
			その他紙製容器包装		2	2
			その他プラスチック製容器包装		5	5
			ペットボトル		2	2
		計		3,831	3,700	
		そ の 他	燃やすごみ		988	950
燃やさないごみ			81	70		
粗大ごみ			177	150		
資源ごみ	缶・びん		65	63		
	ダンボール・紙パック		3	3		
	その他紙製容器包装		1	1		
	その他プラスチック製容器包装		1	2		
ペットボトル		1	1			
計		1,317	1,240			
計		5,148	4,940			
環境ごみ及び灰・沈砂		198	180			
集 団 回 収		414	500			
計		15,176	14,840			
一般廃棄物である動物の死体(頭)		286	300			
排 水	し 尿 (kℓ)		628	600		
	浄 化 槽 汚 泥 (kℓ)		1,208	1,200		
	計 (kℓ)		1,836	1,800		

(2) 一般廃棄物の処理主体

ア ごみ

(ア) 収集運搬

a 家庭系ごみ

- (a) 燃やすごみ
- (b) 燃やさないごみ
- (c) 粗大ごみ
- (d) 資源ごみ
  - ・缶・びん・紙ごみ
  - ・ダンボール・紙パック
  - ・その他紙製容器包装
  - ・その他プラスチック製容器包装
  - ・ペットボトル ～ 以上、原則として直営とする。
- (e) 一時多量ごみ ～ 原則として排出者が美化センターのごみ処理施設へ直接搬入する。

b 事業系ごみ

事業系ごみは、排出者が美化センターのごみ処理施設へ直接搬入又は許可業者が搬入する。

※一般廃棄物処理業等許可業者（ごみ収集運搬関係）17業者

- (株) 三美、(株) 横山サポートテック、(有) クリーン湯ノ内、
- (有) クリーン&リサイクルAWA I、(公社) 赤穂市シルバー
- 人材センター、錦メンテナンス(株)、アース環境サービス(株)、
- 白石商店、(有) ベストクリーン、西播環境整備(株)、
- (株) 龍野衛生公社、(株) 神姫メンテナンス、三業(株)、
- (株) 東陽環境センター、(株) クリーン赤穂、
- (株) 三木組、星山工業

(イ) 中間処理

- a 焼却処理・破砕選別処理 ～ 原則として直営とする。
- b 直営で処理することが困難な廃棄物については、業者に処分業を許可し処理を行う。また、中間処理後、焼却処理が可能な場合は、美化センターにおいて処理する。

発泡スチロール	(株) 横山サポートテック
木くず(剪定木等)	(株) 横山サポートテック
カキ筏(竹のみ)	(株) 東陽環境センター
伐採木、竹、草	(株) クリーン赤穂

(ウ) 中間処理後の搬送

- a 焼却残渣 ～ 直営とする。
- b 破砕残渣 ～ 直営とする。
- c 資源化物 ～ 資源回収業者に引き渡し、リサイクルを図る。

(エ) 最終処分 ～ 原則として直営とする。

(オ) 犬・猫等の死体の回収 ～ 原則として直営とする。

※ 道路、民地等発生場所により、関係課が対応する。

イ 生活排水

(ア) 収集運搬

a し尿 ～ 原則として直営とする。

b 浄化槽汚泥 ～ 許可業者が収集する。

※一般廃棄物処理業等許可業者（汚泥収集運搬関係）

浄化槽清掃許可業者 5業者

西播環境整備（株）、（株）龍野衛生公社、三業（株）、

（株）神姫メンテナンス、（株）東陽環境センター

(イ) 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥は、下水管理センター内のし尿処理（受入）施設にて前処理後、下水管理センターにおいて脱水処理する。

下水管理センターから排出される汚泥は、市内事業所（住友大阪セメント株式会社赤穂工場）において、セメント原料として再利用する。

### 3 ごみ処理実施計画

#### (1) ごみの排出抑制・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

###### (ア) 分別収集の徹底

家庭から排出されるごみの分別の徹底を図り、廃棄物の減量及び資源の有効活用と収集作業の効率性及び安全性の確保を図る。粗大ごみ、ダンボール・紙パック以外のごみは、透明又は半透明の袋を使用し排出を行うものとする。

###### (イ) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の普及

生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入に係る助成を行う。

###### (ウ) 資源ごみ集団回収の推進

市内各地域において、自治会、老人会、PTA、子ども会等あらかじめ登録をした団体が、資源ごみ回収を実施した場合、奨励金を交付する。

※奨励金 1kgにつき4円を資源ごみ集団回収登録団体に交付する。

###### (エ) リユース活動の促進

株式会社ジモティーと連携し、よりリユースに取り組みやすい環境を提供することで、粗大ごみ（家具等）について廃棄処分から「捨てずに譲る」というリユースへの転換を図る。

###### (オ) 事業系ごみの分別指導

文書又は現地指導等により、ごみ分別の推進を図る。

随時、美化センターにおいて、搬入ごみの確認調査を行う。

###### (カ) 使用済小型家電の回収

小型家電に含まれる、貴金属やレアメタルなどの貴重な資源を有効活用するため回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を行う。

###### (キ) 使用済み小型充電式電池の回収

携帯電話機やパソコン等に使用される充電式のリチウムイオン電池等は、外部からの衝撃により発火する危険性があるため、使用後は電器店での引取り、又は市役所に設置の小型充電式電池回収缶及び美化センター（受付窓口）、各地区公民館（受付窓口）での回収により、ごみの収集運搬、処理過程における事故の発生防止と資源のリサイクルを推進する。

###### (ク) プラスチック製品の回収

燃やすごみの減量化と再資源化を図るため、各公民館に専用回収ボックスを設置し、プラスチック製品の一部（ハンガー、CD・DVD・MD及びその収納ケース、収納ボックス（A4サイズ）、下敷・定規（物差し）、クリアファイル）の回収を行う。また、マテリアルリサイクルの促進のため、回収品目の拡充を図る。

###### (ケ) 食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、関係所管及び関係団体等と連携し、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発の強化をしたり、食べ切り・使い切りを推進する。

イ 再資源化の方向及び量

(ア) 資源ごみ集団回収による紙類、布類の再資源化

紙類	470 t
布類	30 t
計	500 t

(イ) ごみ処理施設における再資源化

紙類	210 t
鉄類	240 t
アルミ	60 t
ガラスくず	80 t
その他紙製容器包装	75 t
その他プラスチック製容器包装	190 t
ペットボトル	100 t
燃料用木質チップ	50 t
セメントリサイクル焼却灰	327 t
その他	161 t
計	1,493 t

合 計 1,993 t

(2) 収集運搬計画

ア 収集区域の範囲

- (ア) 市域 126.85平方キロメートル  
 (イ) 人口 43,116人 (令和8年3月31日現在)  
 (ウ) 世帯数 20,558世帯 (令和8年3月31日現在)

イ 収集方法・収集回数

収集体制	区 分	収集場所	収集回数
直 営	燃やすごみ	ごみステーション	週2回
	燃やさないごみ	ごみステーション	月1回
	粗大ごみ	ごみステーション	月1回
	資源ごみ(缶・びん・紙ごみ)	ごみステーション	月1回
	〃(ダンボール・紙パック)	ごみステーション	月1回
	〃(その他紙製容器包装)	ごみステーション	月1回
	〃(その他プラスチック製容器包装)	ごみステーション	月2回
		拠点回収ボックス	随時
	〃(ペットボトル)	ごみステーション	月1回
		拠点回収ボックス	随時
	使用済小型家電	拠点回収ボックス	随時
プラスチック製品の一部	拠点回収ボックス	随時	
犬猫等の死体		随時	
許可業者	事業系ごみなど	個別収集	随時

※ごみステーションの場所等については、ごみステーション台帳による。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

(ア) 燃やすごみ

燃やすごみについては、下記の焼却施設において、焼却処分する。

- ・施設名 ごみ焼却施設
- ・型式 准連続燃焼式焼却炉
- ・処理能力 80 t / 16 h (40 t × 2基)

(イ) 燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみ (缶・びん・紙ごみ、ダンボール・紙パック、使用済小型家電、プラスチック製品)

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみ (缶・びん・紙ごみ、ダンボール・紙パック、使用済小型家電、プラスチック製品) については、下記の施設において、破碎、選別し、資源化する。

- ・施設名 粗大ごみ処理施設
- ・処理方式 燃やさないごみ・粗大ごみ ~ 破碎処理  
缶・びん・紙ごみ ~ 選別処理  
ダンボール ~ 選別圧縮処理  
紙パック ~ 選別処理  
使用済小型家電 ~ 選別処理  
プラスチック製品 ~ 選別処理
- ・処理能力 23 t / 5 h

(ウ) 容器包装廃棄物 (その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル)

容器包装廃棄物 (その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル) については、下記の施設において、選別して、資源化する。

- ・施設名 リサイクル施設
- ・処理方式 その他紙製容器包装  
その他プラスチック製容器包装  
ペットボトル ~ 以上、選別圧縮処理
- ・処理能力 6 t / 5 h

(エ) 発泡スチロール、木くず (剪定木等)、カキ筏 (竹のみ)、伐採木・竹・草

発泡スチロール、木くず (剪定木等)、カキ筏 (竹のみ)、伐採木・竹・草については、下記処分業許可業者において、処理を行う。また、中間処理後、焼却処理が可能な廃棄物については、美化センターにおいて焼却する。

品 目	許 可 業 者
発泡スチロール	(株) 横山サポートテック
木くず (剪定木等)	(株) 横山サポートテック
カキ筏 (竹のみ)	(株) 東陽環境センター
伐採木・竹・長い草	(株) クリーン赤穂

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量  
処理施設への搬入量

(単位：t)

搬入先及び搬入量 搬入者区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設 リサイクル施設
直営	7,400	1,820
許可業者 (株) 三美 (株) 横山サポートテック (有) クリーン湯ノ内 (有) クリーン&リサイク ルAWAI (公社) 赤穂市シルバー人 材センター 錦メンテナンス (株) アース環境サービス (株) 白石商店 (有) ベストクリーン (株) 東陽環境センター (株) クリーン赤穂 (株) 三木組 星山工業	3,510	190
粗大ごみ処理施設、リ サイクル施設より再搬入	765	
直接搬入	953	287
合 計	12,628	2,297

ウ 残渣の量及び処分方法

(ア) ごみ焼却施設

(単位：t)

焼却処理量	焼却減容量	資源化	焼却残渣
12,628	11,051	419	1,158

(イ) 粗大ごみ処理施設・リサイクル施設

(単位：t)

処理総量	焼却施設へ再搬出	資源化	破碎残渣
2,297	765	1,024	508

(4) 最終処分計画

ア 中間処理により生じた焼却残渣及び破碎残渣については、次のとおり最終処分場において埋立処分する。

- ・施設名 不燃物最終処分場
- ・所在地 赤穂市周世1297番地100
- ・埋立面積 35,200m<sup>2</sup>
- ・埋立容量 227,500m<sup>3</sup>
  - 埋立計画量 第1期 180,000m<sup>3</sup>  
(昭和59年度～平成16年度)
  - 第2期 49,000m<sup>3</sup>  
(平成17年度～令和16年度)
- ・埋立方法 管理型(サンドウィッチ方式)
- ・年間埋立予定量 1,750t

イ 焼却残渣のうち焼却灰については、公益財団法人ひょうご環境創造協会に処分業務を委託する。

(5) 市民等に対する広報、啓発活動

ア ごみ収集日程表を配布する。市公式LINEでごみの出し方や収集日等を知らせる。

イ 市広報等への掲載、啓発ちらしの発行、地域説明会の実施などにより、ごみ分別・減量リサイクルに対する市民の意識啓発を図る。

ウ 小学生を対象としたサマースクール(学習会)や、一般施設見学会を開催し、美化センターの事業について啓発する。

エ 赤穂市ごみ問題対策等懇話会・赤穂市内量販店ごみ減量対策協議会など関係会議において、住民・行政・事業者の連携を図り、より効果的なごみ減量・資源化の推進を行うものとする。

オ ごみ減量・資源化促進月間において、各種団体や学校園等も含めた広範な啓発活動を展開する(市内小学生によるポスター及び標語の展示、みんなの生活展の共催、各地区における環境美化活動など)。

(6) 市民及び事業者の協力義務等の内容

家庭系一般廃棄物をごみステーションに出すときは、ごみ収集日程表、ごみ分別表及びごみ分別辞典に従って排出するものとする。

ア ごみ収集日程表に記載された時間(午前8時)までに、居住地区のごみステーションに出すこと(拠点回収ボックスについては、随時排出可能とする。)

イ ごみの分別を適正に行い、ごみ減量・資源化、再利用等によって、できるだけごみの排出抑制に努めること。

ウ 引越等に伴って生ずる多量ごみは、ごみステーションに排出せず、美化センターのごみ処理施設に自ら搬入し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理を行うこと。

エ ごみステーションからの資源ごみの持ち去りを禁止するとともに、違反行為を発見した場合は美化センターに通報・連絡すること。

(7) 搬出禁止物の例示及び処理方法

赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例条例第4条第2項各号に掲げる搬出してはならない一般廃棄物の例示及びその処理方法は、次のとおりとする。

区 分	例 示	処 理 方 法	
有毒性物質を含むもの	園芸用薬品、化学薬品類等	処理可能な業者に引き取ってもらうこと。	
著しく悪臭を発生するもの	著しく悪臭を発生するもの		
危険性のあるもの	火薬類、ガスボンベ類、消火器、石油類、車両等のバッテリー類等		
犬・猫等の死体	犬・猫等の死体	犬・猫等の死体は、条例第4条第3項の規定によること。	
容積又は重量の著しく大きいもの	ピアノ等	処理可能な業者に引き取ってもらうこと。	
市が行う処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	自動車、原動機付自転車（90ccを超えるもの）、自動車部品、古タイヤ、大型機械類、漁網、農機具等、建設廃材等	処理可能な業者に引き取ってもらうこと。	
	注射器、治療針等		配布した医療機関（病院、薬局等）に引き取ってもらうこと。
	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機（家電リサイクル法対象機器）		家電リサイクル法の規定に基づき、電器店等に依頼し、リサイクルすること。
	パソコン		資源有効利用促進法の規定に基づき、パソコンメーカー等に連絡し、リサイクルすること。又は、処理可能な業者に引き取ってもらうこと。
	その他、市が行う処理に支障を及ぼす恐れがあるもの		処理可能な業者に引き取ってもらうこと。

#### 4 生活排水処理実施計画

##### (1) 生活排水処理計画

ア	下水道で処理する人口 (農業集落排水事業を含む)	42,308 人
イ	し尿収集人口	384 人
ウ	浄化槽処理人口	275 人

計 42,967 人  
(※令和8年3月31日時点の人口とは一致しない)

##### (2) し尿・汚泥の処理計画

###### し尿・汚泥の再資源化

下水管理センターから排出される汚泥は、脱水後、市内事業所(住友大阪セメント株式会社赤穂工場)において、セメント原料として再利用する。

##### (3) 収集運搬計画

###### ア 収集区域の範囲

(ア) し尿 市内全域

(イ) 浄化槽から発生する汚泥 市内全域

###### イ 収集回数

(ア) し尿 申込による随時収集

(イ) 浄化槽から発生する汚泥 随時収集

###### ウ 収集の方法

(ア) し尿 ~ 原則として直営とする。

(イ) 浄化槽から発生する汚泥

~ 浄化槽管理者(設置者)と許可業者との個別契約に基づき、許可業者が随時、浄化槽の清掃及び収集運搬を行う。

##### (4) 中間処理計画

ア し尿及び浄化槽から発生する汚泥は、下水管理センター内のし尿処理(受入)施設において前処理後、下水管理センターにおいて処理する。

###### イ 処理(受入)施設の概要

- ・施設名 赤穂市し尿処理(受入)施設
- ・所在地 赤穂市中広1862番地  
(下水管理センター内)
- ・処理(受入)能力 30kℓ/日

- ウ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量
- (ア) し尿収集 直 営 600 kℓ/年
- (イ) 浄化槽から発生する汚泥 許可業者 1,200 kℓ/年

※一般廃棄物処理業等許可業者（浄化槽汚泥関係） 5業者  
 西播環境整備（株）、（株）龍野衛生公社、（株）神姫メンテナンス、  
 三業（株）、（株）東陽環境センター

(5) 最終処分計画

品 名	量 t / 年	処 分 方 法	処 分 先
脱水汚泥	50	原料として 再利用	住友大阪セメント（株） 赤穂工場
し渣	1	焼却処分	ごみ焼却施設
計	51		

(6) その他

市民に対する広報・啓発活動等

ア し尿

(ア) 収集業務の効率化について

年末年始の収集業務日程について、市広報に掲載することにより、周知を図る。

(イ) 未水洗化世帯の解消等について

下水道課と情報交換を行うことによって、水洗化の促進を図る。